

感染症対策支援業務嘱託員設置要綱

平成28年3月29日、27川健危第2670号健康福祉局長専決

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号。以下「要領」という。）第26条第1項の規定に基づき、感染症対策支援業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は、区役所保健福祉センター衛生課において、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく、結核等感染症対策に関すること。
- (2) その他所属長が必要と認めたこと。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、7人とする。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員とする。

(任用要件)

第5条 嘱託員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師又は看護師の資格を有する者
 - (2) 心身ともに健康である者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が認めたときはこの限りではない。

(任用)

第6条 嘱託員は、健康福祉局保健所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

- 2 嘱託員の任用の期間は、原則として1年以内とする。
- 3 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

(選考についての規定)

第6条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。ただし、川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（4川総雇第73号。以下「要綱」という。）の適用を受ける嘱託員については、この限りではない。

(任用の更新)

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。

- 2 前項の場合において、更新が上限に達した嘱託員について、第6条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

- 3 要綱の適用を受ける嘱託員については、市長が特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員の任用期間を更新することができる。

(退職)

第8条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第9条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前条第1号の規定による退職又は前項の規定による解職の場合は、退職及び解職する日の前日から起算して30日前までに、退職予定通知書によりその旨を嘱託員に通知するものとする。

(守秘義務)

第10条 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間)

第11条 嘱託員の勤務日は、月曜日から金曜日のうち週4日または5日のいずれかとし、勤務時間は8時30分から17時15分の間で、1週間当たりの勤務時間は週4日勤務の場合は29時間、週5日勤務の場合は28時間45分とする。

2 嘱託員の休憩時間は、所定の勤務時間の途中60分間置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず業務上必要が生じた場合は、所属長と嘱託員が設置された衛生課長との協議により、週4日勤務の場合は勤務時間を1日7時間15分以内の範囲で、週5日勤務の場合は勤務時間を1日5時間45分以内の範囲で割り振ることができる。

(休日)

第12条 嘱託員の休日は、正規職員の例による。

(勤務を要しない日の振替)

第12条の2 所属長は、嘱託員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(時間外勤務)

第12条の3 所属長は、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、嘱託員に正規の勤務時間を超えて勤務することを命じ、又は勤務を要しない日に勤務することを命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずるために業務上やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(年次有給休暇)

第13条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を付与することができる。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）の

途中で任用される場合にあつては、その年度内における任用期間に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 年次有給休暇は、原則として1日を単位とするが、嘱託員が設置された衛生課長が業務に支障がないと認めた場合は、半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年次有給休暇は正午で区分し、2回をもって1日の年次有給休暇とする。1時間単位の年次有給休暇は、1日の勤務時間（1時間未満の端数がある場合は1時間単位に切り上げるものとする。）をもって1日の年次有給休暇とし、1年度5日間を上限として付与することができる。

3 第7条の規定に基づき任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 嘱託員に対して、要領又は要綱に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第15条 嘱託員は、要領又は要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第16条 市長は、嘱託員が請求した場合において、要領又は要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第17条 嘱託員には、第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額194,300円とする。

3 第2種報酬の額は、要領第17条第3項に定めるところによる。

4 第3種報酬の額及びその基礎となる勤務時間数は、要領及び要綱に定めるところによる。

5 第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12条。以下「条例」という。）第1条第3項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。

6 前項に規定する第1種報酬、第2種報酬及び第3種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬）

第18条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た時間数に第20条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

（第1種報酬の減額）

第19条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額し

て、第1種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第20条 嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、1,546円とする。

(費用弁償)

第21条 嘱託員がその職務のために出張するときは川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)第5条第2項及び第3項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和22年川崎市条例第21号)別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和37年川崎市規則第50号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務及び指揮監督等)

第22条 嘱託員が設置された衛生課長は、嘱託員について、その勤務状況を出勤簿、出張命令簿及び時間外勤務命令簿兼払替命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 健康福祉局総務部長は、嘱託員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(社会保険の適用)

第23条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第24条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第25条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(身分証明書)

第26条 嘱託員が職務に従事するときは、嘱託員たる身分を証明する身分証明書(様式第1号)を常に携帯し、必要があるときは市民及び関係者に呈示しなければならない。

2 嘱託員は、身分証明書を亡失損傷又は表面記載事項に変更のあった場合は、速やかに身分証明書再交付申請書(様式第2号)を提出し、再交付を受けなければならない。

3 嘱託員は、退職又は解職の場合には、身分証明書を速やかに返還しなければならない。

(定めのない事項)

第27条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第28条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則（平成28年3月29日、27川健危第2670号健康福祉局長専決）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

1 この改正要綱は、平成30年1月22日から施行する。ただし、第6条の2、第7条及び別表第1については、平成30年4月1日以降の任用から適用する。

（経過措置）

2 平成30年1月1日前に選考された嘱託員については、改正後の要綱第7条の規定による公募を行って選考されたものとみなす。

附 則
この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4日	7日	8日	9日	10日	12日
	13日	15日	15日	15日	15日
5日	10日	11日	12日	14日	16日
	18日	20日	20日	20日	20日

備考 従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超える期間
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
5日	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

様式第1号（第26条第1項関係）

表面

身 分 証 明 書		
No. _____	写真添付	
次の者は、本市の感染症対策支援業務嘱託員であることを証明する。		
氏名 _____		
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生		_____ 年 _____ 月 _____ 日発行
川 崎 市 健 康 福 祉 局 長 印		

86mm×54mm

裏面

<ol style="list-style-type: none">1 この証明書は、感染症対策支援業務に係る家庭訪問等を行う場合には、必ず携帯しなければならない。2 この証明書は、被訪問者等の請求があったときは、これを呈示しなければならない。3 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。4 嘱託員の身分を失ったときは、速やかに返還しなければならない。5 この証明書を亡失損傷した場合又は表面記載事項に変更のあった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。
--

年 月 日

身分証明書再交付申請書

配属 _____

職種 _____

住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 月 日

次のとおり、再交付を申請いたします。

職員コード _____

- 再交付を受ける事由
- 1 紛失
 - 2 破損
 - 3 その他 ()

※ 現在の身分証明書がある場合は添付すること。